

次期「消費者基本計画」に対する意見

※1枚につき1意見を記載してください。

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 新経済連盟 (担当:事務局 小木曾 稔)
2 職業	(差し支えなければ御記入ください。)
3 意見	<p>① 対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <p>項目名 : 全体</p> <p>該当ページ・行 : 全体</p> <hr/> <p>② 意見</p> <p>消費者政策の計画・実行にあたり、消費者政策の実効性の担保には、経済界の参加が不可欠であるという認識を持っていただきたい。過度な規制は健全な事業者を萎縮させるだけであり、無誤謬性、網羅性、正確性を事業者に求めすぎることは非現実的かつ実効性がないものになってしまう。</p> <p>また、国際的な競争を強いられるなかで、国内事業者だけを規制すると、国内事業者の競争力を失わせ、一方規制の執行が及ばない海外事業者と消費者との取引が増加するという事態を招きかねない。目的と解決手段とが合致した、バランスのとれた政策を目指すべきである。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

※1枚につき1意見を記載してください。

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 新経済連盟 (担当:事務局 小木曾 稔)
2 職業	(差し支えなければ御記入ください。)
3 意見	<p>③ 対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <p>項目名 : 第3章</p> <p>該当ページ・行 : 1. 消費者政策の推進により目指すべき姿</p> <hr/> <p>④ 意見</p> <p>「消費者による自主的かつ合理的な選択」というとき、その消費者のニーズは一人ひとり違い、多様化していること、そのニーズに応える世の中を実現するには、様々な事業者が様々な特色を持って商品やサービスを提供しており、幅広い選択肢が存在することが前提となる。したがって、8頁冒頭行「消費者の自己決定権の下で消費者が自主的かつ号知的に選択でき」の部分は、「消費者の自己決定権の下で【ニーズの異なる】消費者が【幅広い選択肢の中から】自主的かつ合理的に選択でき」とすべきである。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

※1枚につき1意見を記載してください。

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 新経済連盟 (担当:事務局 小木曾 稔)
2 職業	(差し支えなければ御記入ください。)
3 意見	<p>⑤ 対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <p>項目名 : 第3章</p> <p>該当ページ・行 : 2. 消費者政策を推進する上で考慮すべき点</p> <hr/> <p>⑥ 意見</p> <ul style="list-style-type: none">・「消費者の多様性と消費者を取り巻く環境の変化」を項目として加えるべき 消費者が求めるものは一律でなく、インターネット等により消費者が得られる情報が格段に増えたり、事業者に対して消費者の交渉力が大きくなっているという事象も多く出現してきている。そのような時代において、消費者政策はどうあるべきか、消費者の多様性や環境の変化について考察し、よりよい消費者政策に研究結果を反映していくことが必要である。・「(1) 府省庁等横断できな施策の一体的推進と行政・消費者・事業者の連携」について 「経済界の議論への参加による実効性の担保」を明確に記載すべきである。 消費者政策が実効性のあるものとするためには、企業実務の実態をよく知る実務担当者の議論への参加が欠かせない。・「規制改革が消費者に与える影響の考慮」について 規制改革により規制が強化された場合の副作用として、規制強化により規制対応コストが増加し、価格に転嫁され、消費者の負担が増加するというものも挙げられる。これを記載し、バランスを考慮する必要性について明記すべき。

次期「消費者基本計画」に対する意見

※1枚につき1意見を記載してください。

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 新経済連盟 (担当：事務局 小木曾 稔)
2 職業	(差し支えなければ御記入ください。)
3 意見	<p>⑦ 対象箇所</p> <p>資料名：消費者基本計画(素案)</p> <p>項目名：第4章</p> <p>該当ページ・行：2. 表示の充実と信頼の確保</p> <hr/> <p>⑧ 意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示は原則として自由領域であるという前提に立つべきであり、すべての分野について表示ルールを定めることは非現実的である。 むやみに行政によるガイドラインを増やせば、あらゆる事業者の表示を画一的・統一的なものに縛り、かえって消費者にとって幅広い選択肢がなくなるという結果を招きかねない。 ・景品表示法にかかる現在のガイドラインについて、企業実務の担当者を議論に加えて見直しを図るべき。 例えばメニュー表示に係るガイドライン等、同じガイドライン中に解釈の違いが垣間見えたり、一般消費者の考えとすることに疑問を生じる考え方が示されていたり、現実の企業実務が全く考慮されていないと思われるものが含まれているガイドラインが存在する。企業実務の担当者を加え、見直しを図るべきである。 ・時代や環境の変化によって変遷する「一般消費者」の考えや感覚を定期的に客観的に調査し、それをガイドラインに反映させるべきである。 ・表示情報の多さと消費者にとってのわかりやすさとは必ずしも比例するものではないことに配慮すべきである。事業者が多様な消費者のニーズに応えて自主的に工夫すべき領域と、画一的・統一的な規制領域とは峻別すべきである。 ・「(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用」について、「インターネット販売等における食品表示の在り方

などの個別問題（P）」とあるが、広告における食品表示はインターネットに限らず他の媒体の広告すべてに関係するものであることから、他の媒体とイコールフットイングになっているか注意すべきである。

次期「消費者基本計画」に対する意見

※1枚につき1意見を記載してください。

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 新経済連盟 (担当:事務局 小木曾 稔)
2 職業	(差し支えなければ御記入ください。)
3 意見	<p>⑨ 対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <p>項目名 : 第4章</p> <p>該当ページ・行 : 3. 適正な取引の実現</p> <hr/> <p>⑩ 意見</p> <ul style="list-style-type: none">・法令の見直しにあたっては、立法事実の検証を十分に行うべきである。また、立法事実の検証にあたっては、消費生活相談の内容を精緻に調査するなどし、問題の所在がどこにあるのか明確にすべきである。・立法事実の検証を行い問題の所在を明らかにしたうえで、問題の所在と検討している解決策が結びついているか検証をすべきである。・端から法令を守るつもりがなく、詐欺を行うような一部の事業者の存在を理由として、正常な取引を行う事業者を規制するようなルールを作るべきでない。・手段の特性に着目した検討を行う際は、他の手段とイコールフットリングになっているか注意すべきである。・法規制以外の選択肢も考慮し、総合的に勘案してどのような方法が最適かを慎重に検討すべきである・議論・検討にあたっては経済界を参加させ実効性を担保すべきである。

次期「消費者基本計画」に対する意見

※1枚につき1意見を記載してください。

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 新経済連盟 (担当：事務局 小木曾 稔)
2 職業	(差し支えなければ御記入ください。)
3 意見	<p>⑪ 対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画工程表 (素案)</p> <p>項目名 : 第4章</p> <p>該当ページ・行 : 31頁 3(1)②④</p> <hr/> <p>⑫ 意見</p> <ul style="list-style-type: none">・特定商取引法の見直しにあたっては、立法事実を検証するとともに、経済界を議論に参加させ、実効性のある制度を検討すべきである。・消費者契約法の見直しにあたっては、全ての事業者に幅広く大きな影響を与えるものであるから、拙速な改正は行わず、慎重に議論すべきである。